

議案第 号

川棚町安全・安心まちづくり条例の制定について

川棚町安全・安心まちづくり条例を別紙のとおり提出する。

平成19年6月19日

川棚町長 竹 村 一 義

川棚町安全・安心まちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、川棚町（以下「町」という。）の区域における個人の生命、身体、又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、町、町民、事業者等の責務を明らかにするとともに、安全・安心まちづくりを推進し、もって安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図ることを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施するよう努めるものとする。

- (1) 安全・安心まちづくり意識の高揚を図るための啓発
- (2) 自主的な安全・安心まちづくり活動に対する支援
- (3) 安全・安心まちづくりに寄与する公共施設の整備
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項

2 町は、前項の施策の実施にあたっては、町の区域を管轄する警察署その他関係機関及び安全・安心まちづくり活動を推進する団体との緊密な連携を図るものとする。

(町民の責務)

第3条 町民は、安全・安心まちづくりに理解を深め、自ら生活を安全に営むことができる環境の確保及び安全・安心まちづくり活動の推進に努めるほか、町が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 町の区域で事業活動を行う者は、安全・安心まちづくりに理解を深め、当該施設等における安全に配慮し、犯罪を防止するために必要な措置を講ずるよう努めるほか、町が実施する安全・安心まちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第5条 町は、安全・安心まちづくりを総合的に推進するため、推進本部を設置するなど体制を整備するものとする。

2 町は、町民、事業者等と緊密な連携を図り、安全・安心まちづくりに関する施策を積極的に推進するため、町民会議の組織化など推進体制を整備するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、安全・安心まちづくりに関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年7月1日から施行する。